

令和7年11月吉日

お客さま各位

大川信用金庫

振り込め詐欺救済法への対応について

平成20年6月21日付で、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」が施行されております。この法律は、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続やルールについて定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の被害にあわれたお客さまからのご相談やお問い合わせをお受けしておりますので、法務部までお問い合わせください。

「振り込め詐欺救済法」の詳細や、預金等に係る債権の消滅手続や被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告等につきましては、預金保険機構のホームページをご覧ください。

預金保険機構のホームページ (<https://furikomesagi.dic.go.jp/>)

「決定表」の閲覧について

「振り込め詐欺救済法」の定めるところにより、被害回復分配金の支払該当者が決定した場合には、法務部に「決定表」を備え置きしております。被害回復分配金の申請人またはその代理人の方で閲覧をご請求される場合には、法務部までお問い合わせください。

振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口

大川信用金庫 法務部

電話番号：0944-69-0001

受付時間：9：00～17：00（金融機関営業日）